

# 多様な主体による協働指針

〔協働による地域社会づくり指針〕

(平成25年3月)

愛媛県

沿革

平成25年3月29日 制定

# 目 次

## 第1章 指針策定にあたって

1. 指針の趣旨	1
2. 指針の位置づけ	2

## 第2章 指針策定の背景と目指すべき地域社会像

1. 策定の背景	3
2. 実現を目指すべき地域社会像	3

### (参考)

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」(※抜粋)	5
『施策18 未来につなぐ協働のきずなづくり』	

## 第3章 協働の基本的考え方

1. 定義	7
(1)多様な主体	
(2)地域づくり活動	
(3)協働	
2. 協働を担う多様な主体の役割	7
(1)地域住民	
(2)地域活動団体	
(3)企業	
(4)行政	
(参考) 多様な主体による協働の関係イメージ	8
3. 多様な主体による協働の基本原則	9
(1)対等な関係の保持	
(2)自主性・自立性の尊重	
(3)相互理解の促進	
(4)目的・目標の共有	
(5)情報公開	
(6)機会平等	
(7)役割分担	
(8)時限性の確保	
(9)評価の実施	

4. 多様な主体による協働の意義	10
(1) 多様化する住民ニーズへの適切な対応	
(2) 住民の主体的な活動の促進と新しい地域社会の仕組みづくりの促進	
(3) 行政サービスの効率化	
(4) 相乗効果	
(参考) 協働の効果(例示)	11

## 第4章 施策の推進

施策体系図	12
-------	----

1. 県の役割	13
(1) 地域づくり活動への参加・促進	
(2) 地域活動団体の基盤強化	
(3) 協働のための環境整備	
(4) 地域活動団体と行政との協働の推進	
2. 施策展開の方向性	13
(1) 地域づくり活動への理解や参加促進	
(2) 地域活動団体の基盤強化	
(3) 協働のための環境整備	
(4) 地域活動団体と行政との協働の推進	

## 第5章 協働事業の実施

1. 協働にふさわしい事業及び実施基準	16
(1) 協働にふさわしい事業	
(2) 協働事業の実施基準	
2. 協働の形態	17
(1) 企画・計画立案への参画（審議会等参画）	
(2) 後援、情報交換等	
(3) 協定、事業協力等	
(4) 共催、実行委員会等	
(5) 資金提供・補助	
(6) 委託	
3. 協働事業の評価	19
(1) 協働事業の評価の視点	
(2) 評価の公表とフィードバック	

# 第1章 指針策定にあたって

## 1. 指針の趣旨

戦後、右肩上がりの経済成長を遂げた我が国では、多くの人々が物質的な豊かさを得たものの、それと引きかえに、それまで持っていた助け合い支え合う気持ちや心の豊かさが少しずつ失われ、家庭や地域でのつながりが薄れてきた。

その後、高度経済成長が終焉し、バブル経済が崩壊する中で社会の成熟化が進み、人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行による社会構造の大きな変化、急速な技術の発展や経済のグローバル化などに伴う地域レベルでの国際化の進展などにより、就業形態や生活形態が多様化し、個人のニーズや価値観が重視される多元的な地域社会が生まれつつあり、公平、平等の原理でサービスを提供する行政と市場原理に基づきサービスを提供する企業が中心である従来の日本型社会システムだけでは、多様なニーズへの対応が困難になっている。

このような中、未曾有の国難ともいべき東日本大震災のほか、全国各地で発生している甚大な風水害に接し、人を思いやる心や、人への感謝の気持ち、力を合わせて取り組む団結力の大切さが再認識され、“自分にできることは何か”という一人ひとりの問いかけが、そのつながりを、さらに大きな力を發揮する新しいきずなへと成長させ、自分たちが暮らしている地域の課題を周囲の人々と協力・連携しながら自ら率先して解決し、より住みやすい地域にしようとする取り組みがはじまっている。

第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」においては、これらの情勢を踏まえ、県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描きながら、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO法人、企業など地域で活動する多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動を促進し、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指すため、「未来につなぐ協働のきずなづくり」を施策として掲げ、地域を結び、支える人材の育成や地域課題に取り組む団体の活動基盤の強化、個性あふれる地域づくりに取り組むこととしている。

県では、これまで、県民一人ひとりの主体的で自立的な助け合い・支え合いの活動を促進する「愛と心のネットワークづくり」による共助の取り組みを推進してきた。

今後は、これを更に拡大・深化させ、この指針に基づき、県民、NPO法人、ボランティア団体、企業、行政など多様な主体が、お互いの特性を認め合い、パートナーシップを構築しながら連携・協働し、多様化・複雑化する県民ニーズに適切に対応するとともに、地域が抱える様々な課題を解決していくことのできる、住民主体の協働による地域社会づくりを進めていく。

## 2. 指針の位置づけ

本指針は、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」アクションプログラム編（計画期間：平成23年度～26年度）に基づくとともに、新しい公共支援事業（平成23年度～24年度）の成果を踏まえ、県が実現を目指すべき地域社会像と、中期的（3年～5年）な視点から、県の取り組むべき施策の方向性を定めるものとする。

## 第2章 指針策定の背景と目指すべき地域社会像

### 1. 策定の背景

県では、NPOとの協働に関する基本的な考え方や協働事業の進め方などの基本方針を示すため、平成15年2月に「NPOとの協働指針」を策定するとともに、その後のNPO法人の増加や、協働の取り組みの進展などの状況変化を踏まえ、平成18年12月に同指針を改定した。

この「NPOとの協働指針」は、いわゆる狭義のNPO（NPO法人やボランティア団体などの非営利組織で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する公益的な活動を自主的に行う民間の団体をいう。）を対象として、行政との協働を進めるための基本方針を定め、多様化する県民ニーズへの対応や新しい地域社会の仕組みづくりを進めるとともに、NPOの活動基盤の強化や社会的信用の向上を図ることを目指していた。

その後、同指針に基づき、NPOと行政との協働事例は増えつつあるものの、社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態が大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中で、地域における様々な社会的課題を解決するためには、NPOと行政との協働はもとより、地域において住民が主体となって活発な活動を行っている地縁団体や地域づくり団体、学校、社会教育機関、民間企業、財団法人、社会福祉法人など、公共を担うことができる多様な主体同士が連携し、協働することが不可欠な状況となっている。

### 2. 実現を目指すべき地域社会像

県は、地域の多様な主体とともに、未来に向かって次のような地域社会像の実現を目指す。

「住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、  
地域に関わる様々な団体、組織が責任と役割を分担し、  
連携・協働して地域課題に取り組みながら、  
住民主体の自治を確立し、持続可能な地域を創造する。」

今後、活力と住民の満足にあふれた地域を築くためには、行政だけでなく、住民自身や地域に関わる団体、組織が、それぞれの立場で、地域に積極的に関わり、連携・協働して増大する地域課題の解決に取り組む中で、知恵や力を出し合い、知識やノウハウを蓄積するとともに、信頼ときずなを深めながら、住民主体の自治を確立させていくことが不可欠である。

特に、住民の地域に対する愛着と課題解決に向けた当事者意識は、地域の一体的な取り組みを進めるうえで極めて重要な要素であり、また、行政には、連携・協働の一員として参加することはもとより、地域が連携・協働を推進するために必要な検討の場の提供やきっかけづくり、仲介などの支援を積極的に行うことが求められる。

また、住民主体の自治の中心的な役割を担うものとして、町内会や自治会などの地縁組織と、地域内で専門分野の課題処理を行うNPO法人等が想定されるほか、企業も地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組んでいることから、地縁組織を基盤に、NPO法人や企業の専門性や特性を活かし、担うべき機能や役割を正しく認識し、分担しながら、一体となって自治を担うことが期待される。

特に、地域協働によって、総合的、包括的な地域づくりを進めていく上で、地域の多様な主体によって構成される組織（「地域協働体」）が、行政と対等なパートナーとして、地域の将来像を描き、その実現を図るために、課題解決等の施策を企画立案するとともに、その実施をマネジメントしていくことが重要であり、そのための住民主体、行政参加の地域づくりの仕組みを確立していく必要がある。

## 施策 18

## 未来につなぐ協働のきずなづくり

## 目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

## 成果指標

NPO法人数（認定NPO法人を含む）

現状値

目標値  
(平成26年度)325法人  
(うち認定NPO法人1法人)  
(平成22年度)450法人  
(うち認定NPO法人現状より増加)

愛媛ボランティアネット会員登録数

2,956会員  
(平成22年度)

3,600会員

地域づくり団体数（人口1万人当たり）  
(地域づくり団体全国協議会に登録している団体数)1,733団体  
(平成22年度)

4.0団体

## 現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、就業形態や生活形態は大きく変化し、県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは、すべてのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、NPO等の地域で活動する公益的な組織が、新しい公共の担い手として注目されています。

## 取組みの方針

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

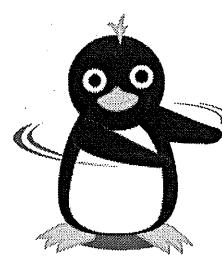
また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、地域で活動する多様な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組みます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。



企業等による清掃ボランティア活動



ボランティアキャンペーン  
普及・啓発用キャラクター

ボラッペ



## 主な取組み

### ①地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を体験してもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働推進リーダーを養成するなど、職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPO等と行政との協働推進体制の強化を図ります。

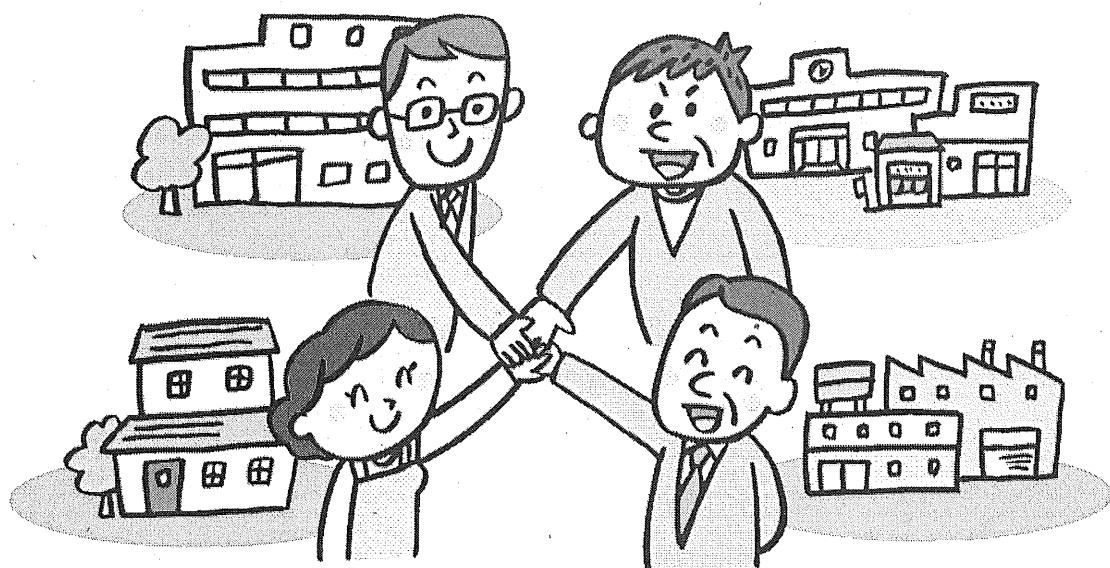
### ②地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あつたか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

### ③個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。



## 第3章 協働の基本的考え方

### 1. 定義

本指針においては、それぞれ次のとおり定義する。

#### (1) 多様な主体

地域住民のほか、町内会や自治会等の地縁組織、NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合などの地域活動団体、企業、行政（地方自治体）など、地域づくり活動の担い手となり得る様々な主体をいう。（以下、総称して「地域活動団体等」という。）

#### (2) 地域づくり活動

生活環境や伝統・文化、経済活動など、持続可能な暮らしの実現に向けて、様々な課題を自主的・主体的に解決していく活動をいう。

#### (3) 協働

地域社会の多様な主体同士が、地域課題の解決のために、目的を共有し、それぞれが自らの果たすべき役割と責任を自覚するとともに、互いを尊重し、対等な立場で、自主性、主体性を持って協力・補完しあいながら、地域づくり活動を行うことをいう。

### 2. 協働を担う多様な主体の役割

協働を担う多様な主体には、次のような役割を担うことが期待される。

#### (1) 地域住民

地域住民は、自らが地域社会の構成員であり、地域社会づくりの推進主体であることを自覚し、それぞれが暮らす地域に关心と愛着を持ち、地域づくりに関する理解を深め、自発的に地域づくり活動に参加・参画するよう努める。

#### (2) 地域活動団体

地域活動団体は、自らの目的に従い、自発的かつ主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域住民に対して地域づくり活動への参加や支持・支援を呼びかけるよう努める。

#### (3) 企業

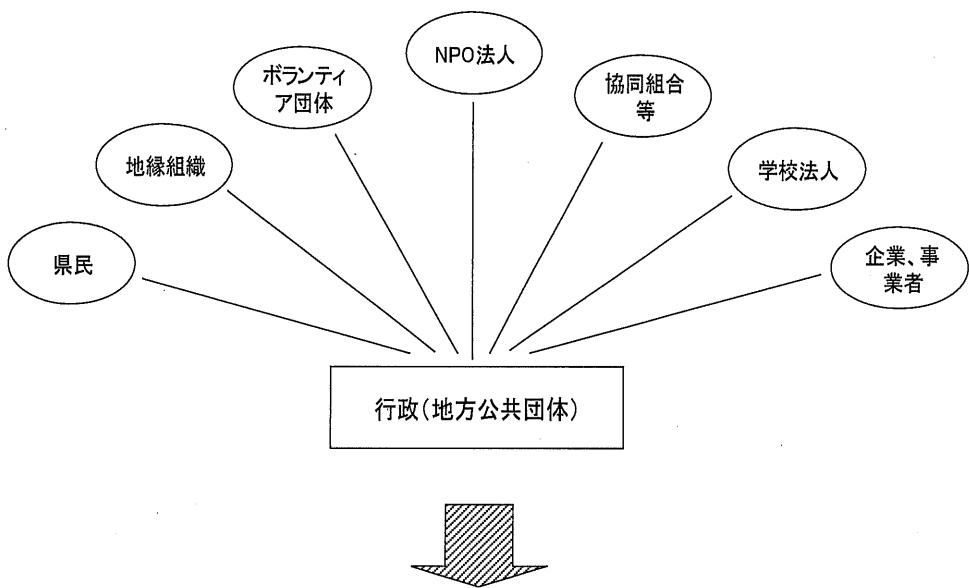
企業は、地域社会の一員として、自発的に地域づくりへ参加するよう努めるとともに、社員の地域づくり活動への参加についても配慮する。

#### (4) 行政

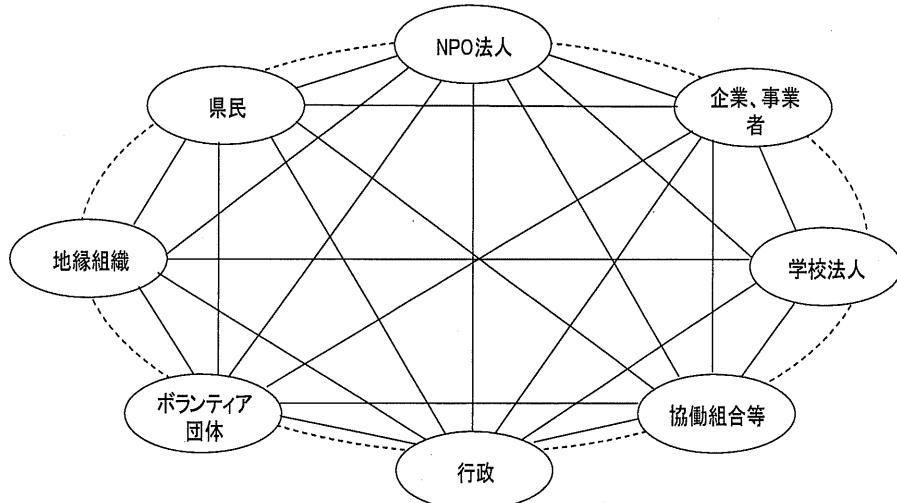
行政は、地域づくり活動に関わる様々な主体が、地域社会づくりを共に考え、行動するパートナーであることを認識し、これらの担い手と協働してサービス提供に当たるとともに、自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域の様々な公益的活動に積極的に参加していく。

また、地域活動団体などの意見を率直に受け止めながら、公共サービスや地域づくり活動にかかる情報を積極的に提供するとともに、地域が協働を進める上で必要な検討の場の提供やきっかけづくり、仲介などの支援を行うなど、協働による地域づくりが活発に行われる環境の整備に努める。

○従来の行政と地域活動団体の関係イメージ



○多様な主体による協働の関係イメージ



### 3. 多様な主体による協働の基本原則

多様な主体による協働は、目的や性格、成り立ちの異なる団体が数多く関わることがあることから、共通認識を持たなければ、混乱を招く恐れがある。このため、お互いの立場を尊重しつつ、次の事項に留意しながら、協働を推進していく。

#### (1) 対等な関係の保持

多様な主体が、それぞれ対等な関係であることを前提とし、各々の自由な意思に基づき協働する。

#### (2) 自主性・自立性の尊重

多様な主体がそれぞれ持つ長所を十分に活かすため、各々が自主的に活動する主体であることを理解し、相互の自主性・自立性を尊重しつつ活動する。

#### (3) 相互理解の促進

多様な主体が、お互いの長所、短所や立場を理解し、互いに違いがあることを認識しながら対話を進める中で、相互理解の促進と信頼関係の構築に努める。

また、地域の実情を把握し、現場からの提案や参加を得ることにより、住民の主体的な課題解決能力を高め、より合理的な判断を得られるよう努める。

#### (4) 目的・目標の共有

協働の目的は、地域の課題を解決することであり、その受益者は不特定多数の第三者である。様々な主体は、このことを十分に認識し、「目的」(何のために協働するのか)と、「目標」(いつまでにどれだけの成果をあげるのか)の共有に努める。

#### (5) 情報公開

多様な主体による協働においては、企画段階からそれが持っている情報を適切に共有するとともに、協働の過程や結果などの情報を公開して透明性を確保することにより、多くの地域住民の関心や理解を得るよう努める。

#### (6) 機会平等

協働を希望する主体に対しては、機会の平等性を確保する。機会の平等性が確保できない協働は、それぞれの主体間に依存関係や自立の阻害等が生じ、協働の推進に悪影響を及ぼす恐れがある。

#### (7) 役割分担

協働により相乗効果を上げるために、各主体の役割分担や責任分担を明確にし、効率的・効果的に取り組むことが必要である。

#### (8) 時限性の確保

個別の課題解決活動を実施する上では、目標の達成（又は未達成）により関係が終了することを明確にしておき、緊張感のある時限的な関係を維持することが必要な場合がある。

#### (9) 評価の実施

協働の結果について、目標としていた成果が得られたかどうかなどの観点から相互に評価・点検し、明らかになった課題を次回の協働に活かすよう努める。

### 4. 多様な主体による協働の意義

#### (1) 多様化する住民ニーズへの適切な対応

公共サービスに対する住民ニーズが複雑・多様化する一方、厳しい財政事情や限られた社会資源により、従来のように行政だけではすべてのニーズに対応することが困難な場面が増えている中、地域住民の目線に合わせたきめ細かなサービスを提供するためには、様々な地域活動団体等がそれぞれの特性を活かした協働を推進することによって、柔軟かつ迅速、適切に住民ニーズに応えることができる。

#### (2) 住民の主体的な活動の促進と新しい地域社会の仕組みづくりの促進

地域住民の自主的、主体的な活動を尊重しつつ、地域社会の仕組みづくりを進めていくためには、多様な主体のそれぞれが持ち合っている技術、ノウハウ、アイデア、財産、資金などを組み合わせて、各般のレベルで協働を進めることが重要であり、このことにより、地域づくりへの住民の主体的な活動が一層促進される。

また、地域住民が地域の課題を自らの課題として見つめなおし、主体性を持って様々な課題に関わっていく中で協働を進めることは、地域住民による新たな公益的サービスの創出につながり、新しい地域社会の仕組みづくりの輪がさらに広がる。

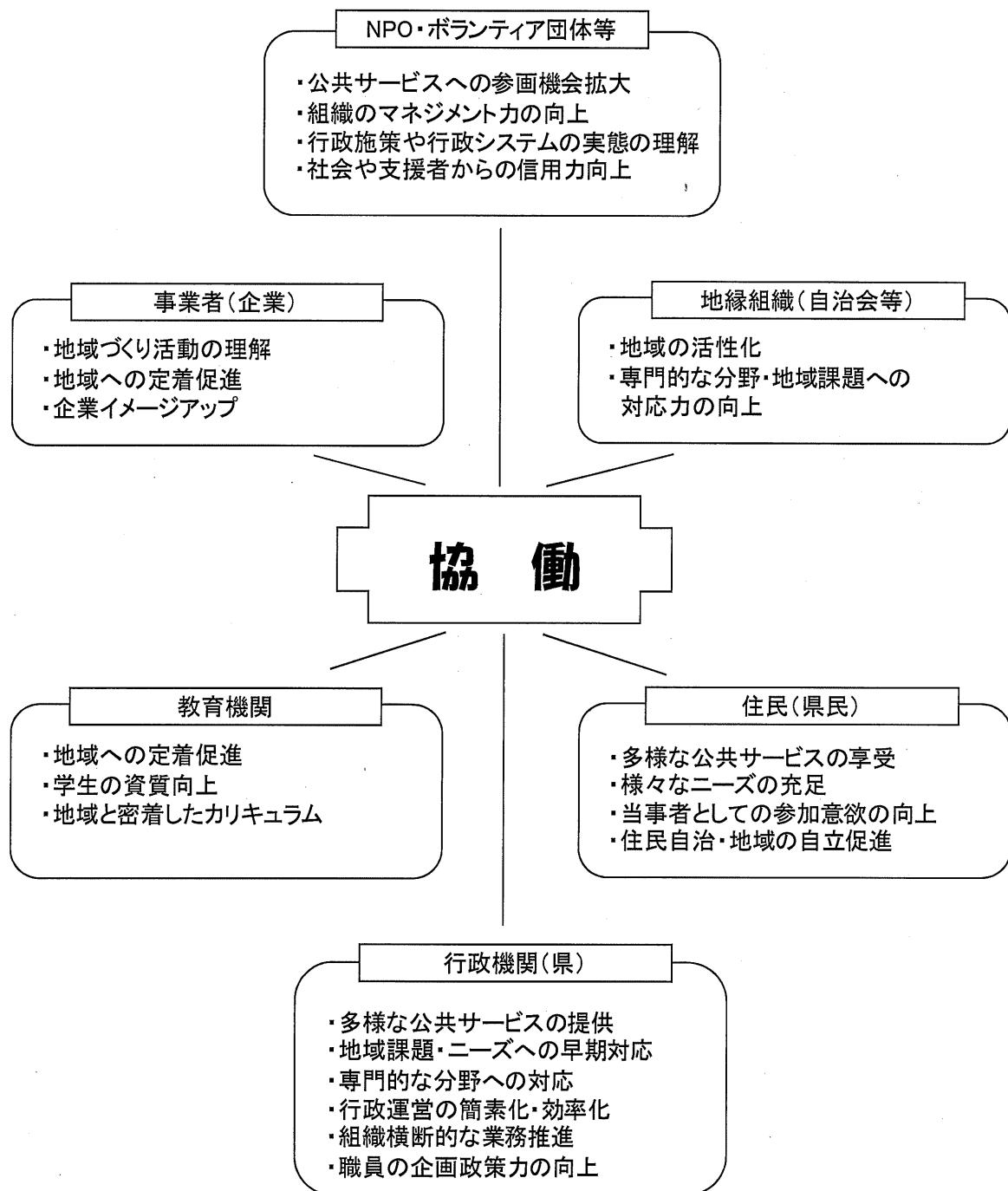
#### (3) 行政サービスの効率化

行政サービスが必要とされる様々な場面において、多様な主体と協働し、それぞれが持つ資源等を有効に活用することにより、事業によっては行政や営利組織に比べて、同じコストで高品質のサービス提供ができる可能性がある。また、行政とは異なる発想・行動原理を持つ様々な主体と協働することにより、既存事業の見直しや行政体質の改善など行政の自己改革の契機となる。

#### (4) 相乗効果

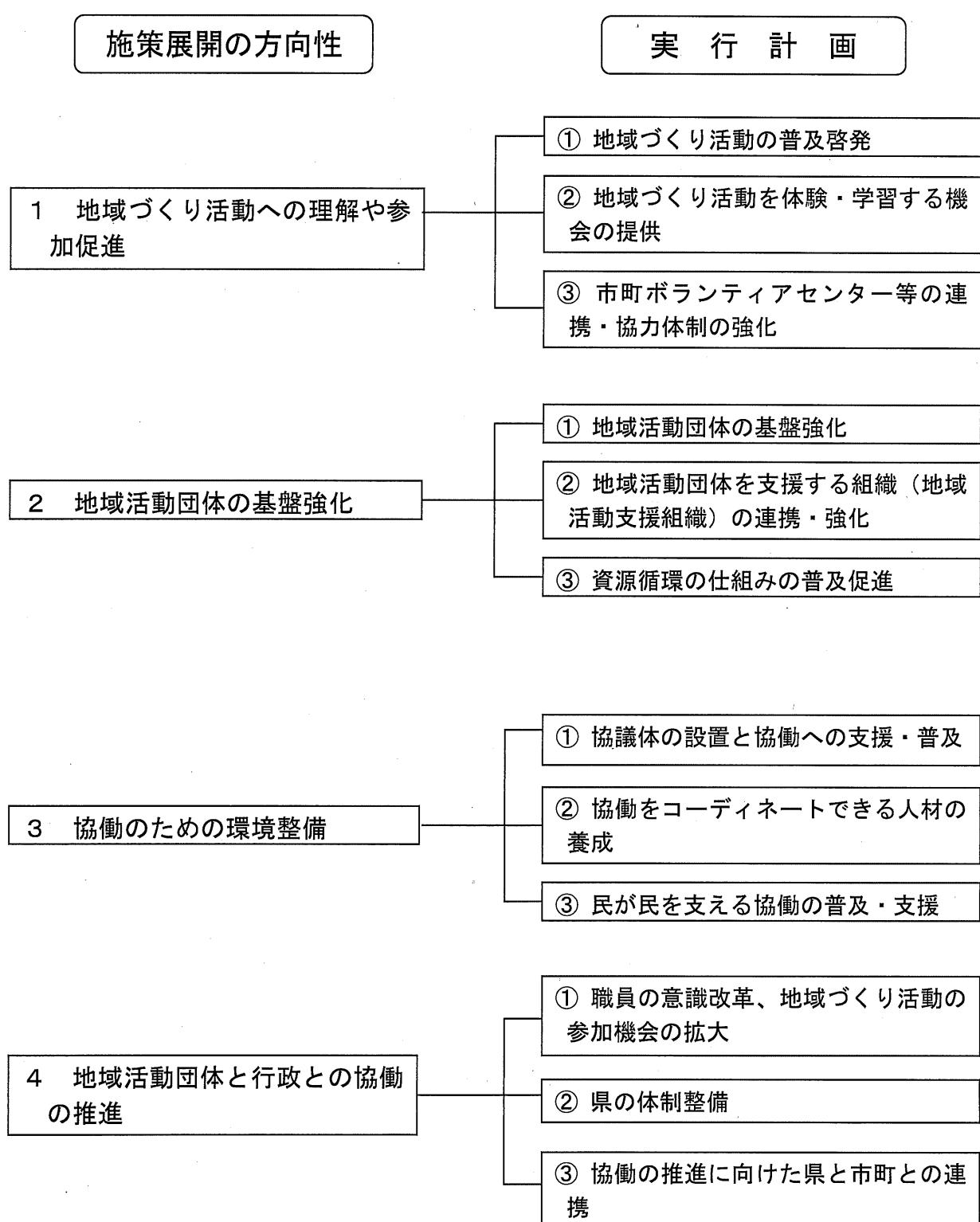
地域活動団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組んでいるが、単独では解決が困難な場合もある。こうした場合、多様な主体が協働することにより、それぞれの強みをより活かし、弱点を補い合うといった相乗効果が期待できる。

〔協働の効果〕 ※例示



## 第4章 施策の推進

### 【施策体系図】



## 1 県の役割

県は、地域活動団体が行う協働の仕組みを支援して協働社会の構築を推進するとともに、人材育成や情報提供などの環境整備を行う。

### （1）地域づくり活動への理解や参加促進

県民の地域づくり活動への理解・関心を深め、参加を促進するため、情報や体験機会を提供し、参加促進や気運の醸成を図る。

### （2）地域活動団体の基盤強化

地域活動団体の活動基盤を強化するため、協働機会の拡大や情報提供・情報開示など、協働の促進に努める。

### （3）協働のための環境整備

行政を含めた多様な主体がより強固な連携の仕組みを構築していくため、協働への理解を促進する取り組みや協働への参加・参画意識の醸成など、環境や条件整備を行う。

### （4）地域活動団体と行政との協働の推進

地域活動団体と行政がお互いに相手を尊重し、対等な関係のもとで、積極的に協働を進めていくため、パートナーシップ体制の更なる拡充・強化を行う。

#### 【市町との役割分担】

地域づくり活動は、地域を舞台に展開されるものであることから、市町が主体となって、地域住民に最も身近な行政組織として、市町の圏域、又は更に小規模な地域での活動の基盤づくりや環境づくりをはじめ、複合的な課題への対応など、それぞれの地域に最もふさわしい施策を自らの活動として展開していくことが求められる。

県は、市町と連携しながら役割分担し、その要望を踏まえて、広域的な基盤づくりや環境づくり、先駆的な取り組みの普及など、市町で対応が困難な施策や市町に共通する施策を展開するとともに、それぞれの市町の主体的な取り組みを促進していく役割を担う。

## 2 施策展開の方向性

多様な主体による協働を推進し、住民が主体となった持続可能な地域社会を創るために、県は、次の4つの方向性に基づき、施策を展開する。

### （1）地域づくり活動への理解や参加促進

県民にボランティア等の地域づくり活動に関する様々な情報、機会を提供し、自らの地域は、自らの手でという気運を高めるとともに、自分たちが暮らす地域に愛着や誇りを持ち、将来の地域のあるべき姿を描き、活動できる人材の育成や環境づくりを進める。

### ① 地域づくり活動の普及啓発

地域活動団体やボランティア活動の意義や役割などについて理解を深めてもらうよう、様々な広報・普及啓発を行うなど、県民の地域づくり活動に対する意識を喚起する。

### ② 地域づくり活動を体験・学習する機会の提供

県民が地域づくり活動に進んで参加・参画できるよう、ボランティア活動等の体験機会や学習機会を提供するとともに、スキルを活かしたボランティア（プロボノ）の普及やマッチングを支援する。

### ③ 市町ボランティアセンター等の連携・協力体制の強化

市町ボランティアセンターなど、ボランティア団体を支援する組織間の連携強化を図るため、情報共有やネットワーク化を促進する。

## （2）地域活動団体の基盤強化

地域活動団体が、地域課題の解決に向けて、より実効性のある活動を行うことができるよう、地域活動団体やそれを支援する組織（地域活動支援組織）の基盤・機能強化を図るとともに、地域活動支援組織間の連携強化を図る。

### ① 地域活動団体の基盤強化

組織運営や人材育成などの講習会等を実施することにより、地域活動団体の基盤強化に努める。

### ② 地域活動支援組織の連携・強化

地域活動支援組織の機能を強化するため、ネットワーク化を推進し、情報共有による支援体制の構築を図るとともに、人材養成のための研修会等を開催する。

### ③ 資源循環の仕組みの普及促進

多様な主体がそれぞれ持っている社会資源（資金・物品・人材・情報・サービス等）を循環させることにより、強みを活かし、弱みを補う市民ファンド等の仕組みの普及を図る。

## （3）協働のための環境整備

住民自治の視点に立って、多様な主体が役割と責任を担い、地域課題の解決に向けて連携・協働するための環境整備を図る。

### ① 協議体の設置と協働への支援、普及

多様な主体が対等な立場で議論できる円卓形式の協議体を設置し、連携・協働して地域の課題を解決するモデル的な取り組みに対して支援を行うとともに、その取り組みを広く普及させる。

### ② 協働をコーディネートできる人材の養成

NPOサポートセンター・社会福祉協議会・公民館等の職員や集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり活動に取り組んでいる様々な分野の人材を、公共を担う地域マネジメント力を備えた専門性の高い協働コーディネーターとして養成するとともに、

そのネットワーク化を推進して地域力の強化を図る。

③ 民が民を支える協働の推進

多様な主体が、連携の必要性を理解し、お互いの特性・専門性を尊重して協働を進め  
るため、出会いの場づくりなど連携・協働の気運の醸成に努める。

(4) 地域活動団体と行政との協働の推進

地域活動団体と行政が地域の課題を共有し、協働することにより、地域課題の解決に向  
けて効果的な施策づくりを進めることができる体制を整備する。

また、部局間連携、協働推進リーダーの養成、意識の向上や地域づくり活動への積極的  
な参加促進に努め、協働推進体制の強化を図るとともに、市町へも協働の普及・浸透が図  
られるよう研修会の開催や情報発信等を行うなど連携を図る。

① 職員の意識改革・地域づくり活動への参加機会の拡大

「やってあげる」から「一緒にやる」への意識改革を進めるとともに、職員も地域住  
民として、NPO活動やスキルを活かしたプロボノ活動など地域づくり活動に参加・参  
加する機会を拡大することにより、職員の協働に対する意識の向上を図る。

② 県の体制整備

県における多様な主体による協働への意識をさらに高め、協働の推進に資するため、  
現在、公募事業の選定を行っている「愛と心のネットワークづくり関連事業選考委員会」  
を「えひめ地域協働推進事業選考委員会（仮称）」に、府内の部局間の連絡調整を行って  
いる「愛と心のネットワークづくり関連事業連絡調整会議」を「えひめ地域協働推進事  
業連絡調整会議（仮称）」に発展的に改編するなど、多様な主体による協働の推進に向け  
た体制を整備する。

③ 協働の推進に向けた県と市町との連携

県・市町が連携し役割分担しながら、多様な主体による協働を推進するため、協働の  
事例を学び合うなどの活動を通じて、協働推進リーダーを養成するとともに、地域にお  
ける協働に対する理解の促進や実践に向けた支援を実施する。

## 第5章 協働事業の実施

県をはじめ行政は、多様な主体による協働の意義を踏まえ、積極的に協働事業を進めていくことが求められている。協働事業を実施するに当たっては、協働することを目的とするのではなく、効果的、効率的に行政サービスを提供するための手段として活用するという視点が重要であり、そのために、次の点に留意しながら実施することが必要である。

### 1. 協働にふさわしい事業及び実施基準

#### (1) 協働にふさわしい事業

協働事業は、これまで概ね行政が実施するとされてきた多岐にわたる分野で実施されるもので、今後、地域課題や住民ニーズの多様化により拡大していくものと考えられる。効果が期待できる協働事業としては、次のようなものが考えられる。

##### ① 当事者型－地域住民の直接参加により効果のあがる事業

まちづくりや商店街の活性化など、特定の地域や集団全体に関わる課題については、その構成員や受益者など当事者が目的を共有し、高い意識を持ちながら、一体となって取り組むことが必要であり、特に、さまざまな強みをもった多様な主体が協働に参画することで、従来と異なった発想で、特長を活かしながら事業を行うことが可能となり、十分な効果が期待できる。

##### ② 個別対応型－個別のニーズへの柔軟な対応が求められる事業

行政には、広域にわたり公平にサービスを提供することが求められ、個々のライフスタイルやニーズの多様化・複雑化により個別具体的な対応を行うことは概して困難である。例えば、子育て支援や高齢者介護支援などは、個々の実情に応じてきめ細かな対応が求められる事業であり、多様な主体の協働によって、具体的なニーズに対応した、より適切なサービス提供が期待される。

##### ③ 地域対応型－地域の実情に合わせる必要のある事業

地域防犯、地域環境保全、道路・河川管理など地域の実情やニーズに応じた事業や、地域の特色を活かした事業については、地域の課題解決に向けた活動を行っている様々な主体が持っている専門性や柔軟性、あるいは機動力を活かした事業効果、住民自治の向上が期待される。

##### ④ 高度専門性型－特定分野における専門性が發揮できる事業

障害者支援、DV支援、自閉症支援など、特定の分野において高度な専門性や実践的な知識・ノウハウを必要とする事業に対しては、専門性の高い知識や経験、人的ネットワーク等を有し、特定の分野を対象に継続的な活動を行っている地域活動団体等の特性を発揮することで、実態に即した効果的な事業実施が期待できる。

##### ⑤ 先駆的取組型－これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

社会的な課題に対して、地域活動団体が先進的に取り組んでいる事業については、行政が把握できない住民ニーズを拾い上げ、地域の課題に先駆的に対応したり、ニーズが

あっても行政がこれまで取り組んでこなかったような地域課題の解決に取り組むなど、蓄積されたノウハウやスキルを活かす形で協働を推進することにより、新たな公共サービスの提供が期待される。

## (2) 協働事業の実施基準

協働事業の実施にあたっては、次の視点により検討するものとする。

### ① 行政が実施すべき事業か？ニーズの高い事業か？

多様な主体のそれぞれの特性や役割分担の中で、行政が実施すべき事業であるかどうか、それだけの高いニーズのある事業であるかどうかを検討する。

ニーズ把握については、活動を通じて地域住民の多様な声を聞いている地域活動団体との情報交換により、多面的に把握していくことも有効な手段である。

なお、行政が実施すべき事業である場合においても、国、県、市町の役割分担において、県が実施すべき事業であるかどうかを検討する必要がある。

### ② 協働により、費用対効果やサービスの質、量が高まるか？

協働する場合と行政が直接実施する場合を比較して事務効率や経費負担について検討するとともに、地域活動団体のそれぞれの特性を活かすことによりサービスの質、量が高まるなどの事業効果が得られるかどうかを検討する。

### ③ 対象事業の分野で活動する地域活動団体等が存在するか？

本県では、多様な主体による協働は発展段階にあることから、対象となる事業の分野で、協働相手となる可能性のある地域活動団体等が存在するかどうかを確認しておく必要がある。

### ④ その他、協働のメリットとデメリットを比較し、メリットのほうが大きいか？

その他、対象事業ごとに地域活動団体等が協働した場合に想定される具体的なメリット・デメリットについて、公平性、効率性などの面から検討する。

## 2. 協働の形態

協働事業の実施にあたっては、様々な協働形態の中から、それぞれの事業目的・内容にふさわしく、最も効率的で効果的な形態の選択が重要となる。あわせて、どのような形態であっても、その役割分担や経費負担を明確にする必要がある。以下に6つの協働の形態を示す。

### (1) 企画・計画立案への参画（審議会等参画）

行政が政策形成や事業の企画立案を行う段階で、審議会や委員会等に地域活動団体などを参画させることにより、行政にはない発想やかつて経験したことのない課題に対するノウハウを活かすことが可能となる。

また、事業計画の策定や実施事業に意見や提案を取り入れることでも、住民ニーズへの的確な対応が可能となる。

## (2) 後援、情報交換等

後援は、地域活動団体などが実施する事業で、その事業の趣旨及び内容が行政の目的と合致する場合に、信用保証を行う行為であり、事業の効果的な実施が期待できることから、できる限り多様な公益性を認めて後援するよう留意する必要がある。

また、後援事業に限らず、行政と地域活動団体などが、住民ニーズや協働事業などに関して情報を共有することも、提供するサービスの効率化や、質の向上が期待できることから、情報交換も協働を推進していく上で重要である。

なお、地域活動団体などと対話（情報交換）することは、施策立案のアイデアを得る機会となるため、審議会等参画、事業協力、実行委員会などの協働の形態にとらわれず、積極的に行う姿勢を持つことが大切である。

## (3) 協定、事業協力等

実行委員会や協議会などの形態よりも比較的ゆるやかな関係において、行政と地域活動団体などの間でそれぞれの特性を活かす役割分担を取り決めるなどして、一定期間、継続的に事業協力することにより、様々な主体がそれぞれ持っている専門性を活かすことができるとともに、地域密着型の事業協力により地域住民の意識啓発につながるなどの効果が期待できる。

事業協力において協定書を取り交わす場合は、事業目的、役割分担、責任、経費負担、協定の有効期間などを取り決めておく必要があり、協定に基づく事業実施期間中であっても相互の情報交換を行い地域活動団体などとの信頼関係を構築していくことが大切である。

## (4) 共催、実行委員会等

地域活動団体などと事業を共催したり、行政と地域活動団体などで構成された実行委員会や協議会等が事業を主催したりすることにより、それぞれの団体がそれぞれ有する独自のネットワークや、行政にはない専門性を活かすことが可能となる。このためには、実施段階で参画を求めるのではなく、企画段階から積極的に地域活動団体などとの協力関係を築き、情報の共有、事業の企画、実施を進めることが重要である。

## (5) 資金提供・補助

資金提供の形態としては、基本的には補助金制度を指すことになるが、ここでいう補助金とは、対等なパートナーの関係において、共通の目的を達成するための効果的な資金として位置付けられるものである。

地域活動団体などが主体的に実施する公益性が高い事業については、資金を提供することでその事業をより充実させることができる場合もあることから、以下のような視点で検討を行う必要がある。

- 公開審査やプレゼンテーションの導入など、補助金交付先の選定方法を見直し、競争原理と透明性を確保する。
- 成果報告会の実施など、補助金が有効に使われたかどうかの効果把握を行う。 等

#### (6) 委託

行政が実施すべき事業で、専門性や実効性の観点から、第三者に委託して実施する方が効果的・効率的に実施できる事業については、事業の企画・立案、計画作成、事業実施等のいずれかの段階で地域活動団体などと協議して実施することで、それぞれの持つ特色を活かしたより効果的な事業展開が期待できる。

地域活動団体などへの委託は、行政にはない発想や専門性を購入することが目的であり、先駆性や独自のネットワークが求められるような事業に有効である。委託に際しては、地域活動団体などに対して、単なる下請けでなく対等なパートナーとして接することに留意する必要がある。

### 3. 協働事業の評価

多様な主体による協働によって実施した事業については、事業の実施後、協働事業の目的、目標が達成されたかどうか、どのような成果があったかなどを客観的に分析し、評価結果を次の協働事業の推進に活かして、より効果的なサービスにつなげていく必要がある。

また、協働事業の評価は、協働した主体との相互理解や信頼関係の構築、地域住民の理解促進など、協働の基盤づくりのためにも、適切に公表していくことが大切である。

#### (1) 協働事業の評価の視点

協働事業を推進することは、事業を協働で実施すること自体に、行政への住民参画の促進、既存事業の見直しや行政体質の改善の契機となるなどの意義が認められるところであり、より良い協働事業の推進につながるものと考えられる。

このため、第3章の3に示す協働の基本原則を踏まえて、次のような視点から、行政と協働した主体が相互に評価を行うこととする。

- ①協働という手法を採用したことの適否や有効性
- ②協働の形態の妥当性
- ③協働の相手先の選定の適否
- ④多様な主体が持つ各々の特色の引き出し
- ⑤協働の手法や役割分担の適否
- ⑥事業目的・目標の達成の度合い
- ⑦住民の理解や参加促進
- ⑧費用対効果
- ⑨今後の事業の推進に役立つ知識やノウハウの蓄積

## (2) 評価の公表とフィードバック

評価結果については、協働事業の透明性を高め、住民の理解と参加、支持を得るためにも、行政のホームページに掲載するなど、広く公表することが必要である。

広く住民に事業の成果を公開し、評価（意見・提言等）を受けることにより、協働に対する理解を深め、成功体験を次の協働事業にフィードバックしていくことが大切である。

また、協働した主体と互いに事業の点検・評価をすることにより、行政から見たそれぞれの協働した主体の課題や協働した主体から見た行政の課題を明らかにし、これも次の協働事業にフィードバックし、改善していくことが重要である。

評価結果については、行政内全体にフィードバックし、事業評価（改善・見直し）や協働推進施策の推進に活用することとする。



愛媛県県民環境部管理局県民活動推進課  
NPO・ボランティア係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

TEL : 089-912-2305

FAX : 089-912-2444

E-mail : kenminkatsudou@pref.ehime.jp

愛媛ボランティアネットURL <http://nv.pref.ehime.jp>